

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成10年6月1日から21年9月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年6月は34万円、同年7月から同年9月までは41万円、同年10月は44万円、同年11月は47万円、同年12月から11年5月までは44万円、同年6月から同年8月までは41万円、同年9月は47万円、同年10月から12年4月までは53万円、同年5月は50万円、同年6月は53万円、同年7月から13年2月までは50万円、同年3月は59万円、同年4月は41万円、同年5月は44万円、同年6月から14年4月までは47万円、同年5月から15年6月までは44万円、同年7月から19年8月までは41万円、同年9月から同年12月までは44万円、20年1月から21年8月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月1日から21年10月1日まで
年金事務所に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。
申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年6月1日から21年9月1日までの期間については、申立人が提出した給与明細書及び預金取引明細記録並びにA社が提出した賃金台帳等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額

に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成 10 年 6 月は 34 万円、同年 7 月から同年 9 月までは 41 万円、同年 10 月は 44 万円、同年 11 月は 47 万円、同年 12 月から 11 年 5 月までは 44 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 41 万円、同年 9 月は 47 万円、同年 10 月から 12 年 4 月までは 53 万円、同年 5 月は 50 万円、同年 6 月は 53 万円、同年 7 月から 13 年 2 月までは 50 万円、同年 3 月は 59 万円、同年 4 月は 41 万円、同年 5 月は 44 万円、同年 6 月から 14 年 4 月までは 47 万円、同年 5 月から 15 年 6 月までは 44 万円、同年 7 月から 19 年 8 月までは 41 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 44 万円、20 年 1 月から 21 年 8 月までは 38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除について誤りを認めているところ、申立事業所が保管する平成 18 年 9 月、19 年 9 月、20 年 9 月及び 21 年 9 月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額が届け出られていることが確認できる上、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、申立期間のうち、10 年 6 月 1 日から 21 年 9 月 1 日までの期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 21 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までについては、前述の給与明細書及び賃金台帳等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所からの文書により、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成6年3月31日と記録されていることが分かった。同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年3月31日の後の同年5月9日付けで、同年3月31日に遡って申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人はB社において平成6年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人を記憶する同僚は、「A社は、B社に売却されたが、従業員は、平成6年4月1日付けで、B社に移籍し、勤務場所、勤務内容等に変更は無かった。」と供述している上、A社の事業主は、「申立人は、平成6年3月31日までは当社で勤務しており、同年3月分の厚生年金保険料を給与から控除していると思う。」と回答していることなどから判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、法人登記簿によれば、A社は申立期間において法人事業所として継続していることが確認できる上、前述の事業主及び同僚の供述などから判断する

と、同社は、申立期間においても、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成6年5月9日付けで行われた厚生年金保険被保険者資格の喪失処理は事実即したのものとは考え難く、申立人の被保険者資格の喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月1日とすることが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額の記録から、20万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年8月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、46年3月16日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 10 日から 46 年 9 月 20 日まで

60歳になって、社会保険事務所から年金の受給についての通知が届き、A社に勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間として載っていないことに気付いた。その後、厚生年金保険被保険者証が見つかったので、その旨を年金事務所へ伝えたところ、厚生年金保険記号番号払出簿から、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日が確認できたものの当該喪失日が不明であるため、第三者委員会へ申立てを行うよう回答をもらった。第三者委員会において調査の上、資格喪失日を認定し、記録の訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社から提出された「健康保険年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）」及び企業年金連合会から提出された厚生年金基金加入員台帳（以下「加入員台帳」という。）により、申立人が、昭和45年8月10日から46年3月15日までの期間において同社に継続して勤務していることが確認できる。

また、被保険者台帳には、厚生年金保険被保険者資格の取得日「45. 8. 10」、同喪失日「3月16日」及び標準報酬月額「80000」と記載がある一方、加入員台帳には、同取得日「45. 8. 10」、同喪失日「46年3月16日」及び標準報酬月額「80（千円）」と記載されていることから判断すると、A社に係る申立人の同喪失日は昭和46年3月16日であると推認でき

る。

さらに、A社の被保険者台帳には、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員の被保険者番号が記載されているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、当該被保険者台帳に記載されている申立人以外の従業員全員に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、被保険者台帳及び被保険者原票における被保険者資格の取得日、喪失日及び標準報酬月額記録は一致していることが確認できる。

加えて、被保険者台帳に記載された申立人の厚生年金保険被保険者番号*については、被保険者原票において当該番号が欠落していることが確認できるところ、日本年金機構は、「申立人に対し*の厚生年金保険被保険者番号を払い出したと考えられる。被保険者原票については、紛失した可能性がある。」と回答していることから判断すると、社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年8月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年3月16日に当該資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間のうち昭和45年8月から46年2月までの標準報酬月額については、被保険者台帳及び加入員台帳の記録から、8万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和46年3月16日から同年9月20日までの期間については、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことをうかがわせる同僚の供述が得られない上、同社に係る雇用保険の被保険者記録も確認できないことなどから、当該期間における申立人の同社に係る勤務実態について推認することができない。

また、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間のうち、昭和46年7月1日から同年9月20日までの期間については、B社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立期間直後の10月1日であり、同社の現在の事務担当者は、「昭和46年当時は入社と同時に社会保険への加入手続を行わず、3か月間の試用期間経過後に社会保険へ加入させていた。」と供述している。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間④の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年10月30日から同年12月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和44年9月11日から同年12月1日まで
③ 昭和47年4月27日から同年9月1日まで
④ 昭和47年10月30日から同年12月12日まで

A社にB担当として昭和44年4月に入社し、同年8月に一旦退職したものの、同年9月に再入社し、47年12月に雇止めになるまでA社の船員として、同社所有の船舶や、融通船員として他社の船舶に乗り組んだ。

年金事務所の記録を確認したところ、私が所持している船員手帳に記載されている期間のうち申立期間に係る船員保険の被保険者記録について確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、申立人が提出した船員手帳の記録によると、申立人は、昭和47年6月19日にA社が所有するC丸に雇い入れられ、同年12月12日に雇止めによって下船したこと、及び申立期間④の直前である同年10月27日付けでB担当からD担当に昇格した旨記載され、同日付けでE局F出張所の検印が確認できることから判断すると、申立人は、申立期間④においてA社が所有するC丸に乗り組んでいたことが推認できる。

また、A社に係る船舶所有者別被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できる6人の同僚は、いずれも「船員保険料は退職のため下船する

まで継続して控除されていた。」と供述しており、当該6人のうちG担当で船内事務を担当していたとする同僚は、「船員保険被保険者の資格を喪失する届出は雇止めのときに行っていた。事故が起こった場合のことなどを考えると、雇止めする前に船員保険被保険者の資格を喪失させる手続を行うことはできなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間④において、船員保険料を事業主により継続して給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年9月の船舶所有者別被保険者名簿の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が船員保険手続の代行を依頼していたH組合が保管する申立事業所に係る船員保険被保険者台帳と、船舶所有者別被保険者名簿の資格喪失日が一致しており、同組合及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人が提出した船員手帳の記録によると、申立人は昭和44年4月1日にA社が所有するC丸に雇入れられていたことが認められる。

しかしながら、当時の事業主は、「当時、一航海で辞める船員も多く、必ずしも雇入れと同時に船員保険に加入させていなかった。」と回答している上、申立期間①について、申立人が同時期に入社したとして名前を挙げる同僚は、「私は、昭和44年4月に入社したが、A社が所有していた事業所で1か月から2か月間働いた後、同社が所有するC丸に乗船した。」と、供述しているところ、申立事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿から当該同僚の船員保険被保険者資格の取得日は申立人の資格の取得日と同日（昭和44年6月1日）であることが確認できる。

また、申立期間①及び②について、前述の船舶所有者別被保険者名簿において、申立期間①の一部の期間及び申立期間②に船員保険の被保険者記録が確認でき、前述の船内事務を担当していたとする同僚は、「当時、B担当でも、船舶や会社が変わるたびに、給与が上がる時代だった。A社が所在していた地域の海運会社は船員の出入りが多く、船員保険に加入させるときはす

ぐに辞めないかどうか様子を見てから加入させていた。一旦辞めて再入社したときも続くかどうか様子を見てから加入させていたと思う。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）及び申立事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿から確認できる申立人の船員保険被保険者資格の取得日は、オンライン記録と一致している上、申立期間①及び②当時、申立事業所の船員保険に係る事務手続を代行していたH組合が保管する同事業所に係る船員保険被保険者台帳の記録とも一致していることが確認できる。

加えて、船舶所有者別被保険者名簿によれば、申立事業所は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る関係資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③については、申立人が提出した船員手帳の記録によると、昭和47年4月29日に申立事業所が所有するC丸を下船していること、及び同年6月19日に同船舶に雇い入れられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿において、申立期間③の一部の期間に船員保険の被保険者記録が確認でき、前述の船内事務を担当していたとする同僚は、「当時、会社の経営状態が思わしくなく、社長から『船員保険料が払えない。保険を切らせてくれ。』と頼まれ、了解の上で、一時期船員保険の被保険者資格を喪失させたことがある。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、当該同僚は、申立人が船員保険の被保険者資格を喪失した日から3日後の昭和47年4月30日に船員保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間③前後の昭和46年から48年までの期間に船員保険の被保険者記録が確認できる者のうち、47年4月1日から同年9月1日までの期間に船員保険の被保険者記録が継続していない者が複数いることが確認できる。

さらに、当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る関係資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

加えて、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）及び申立事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿から確認できる申立人の船員保険被保険者資格の取得日は、オンライン記録と一致している上、申立期間③当時、申立事業所の船員保険に係る事務手続を代行していたH組合が保管する同事業所に係る船員保険被保険者台帳の記録とも一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から58年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から58年10月まで

A県B郡C町で店を経営していた昭和44年頃、同町の収入役に勧められ、国民年金に加入し、国民年金保険料を同町役場で納付した。

また、D市E区に転居した後の昭和57年4月からは、F銀行G支店で国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年頃に、国民年金に加入したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から58年12月に払い出されたことが確認できるところ、当該時点において、申立期間の大部分（昭和44年9月から56年9月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、D市E区の国民年金被保険者名簿には、受付年月日が「58.12」、国民年金被保険者資格の取得年月日が「44.*.*」と記載され、「58 職適」の表示があることから判断すると、昭和58年12月に、申立人が20歳に到達した44年*月*日に遡って、申立人は、職権により国民年金の強制被保険者とされたものと考えられる。

さらに、申立人には、申立期間に複数の住所履歴が確認できるが、当該住所地のいずれの行政機関においても国民年金の加入（D市E区を除く。）及び納付の記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月から13年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月から13年1月まで
平成10年10月に会社を退職したが、再就職した会社では厚生年金保険に加入できなかったため、母が私の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、その保険料を定期的に納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年10月に会社を退職した後に、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によれば、申立人がA社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した10年10月21日を事象発生日として、12年8月及び14年2月に申立期間に係る国民年金の種別変更（再加入）の勧奨対象者とされたことが確認でき、申立期間は、現在も国民年金の未加入期間となっていることから判断すると、申立人は申立期間に係る国民年金の種別変更（再加入）手続を行っておらず、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人に別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は、申立期間に係る国民年金の種別変更（再加入）手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親も記憶が定かではないため、国民年金の種別変更（再加入）及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、同期間の記録管理が適切に行われていなかった可能

性は低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私は、17歳のときから姉の夫（義兄）が営む事業所で働いており、20歳になった際、義兄が私の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してくれていた。義兄は真面目な性格であり、保険料を未納にするとは考えられないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった際、義兄が私の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付してくれていた。」と供述するが、申立人の記号番号は、申立人が20歳になった昭和47年*月より後の50年12月に払い出されていることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の義兄の記号番号は、申立期間より後の昭和50年7月に払い出されており、申立人及びその義兄の保険料は、それぞれの記号番号が払い出された時点で現年度納付が可能な同年4月分以降が納付済みとなっている。

さらに、申立人の記号番号が払い出された時点で、申立期間の保険料を納付する場合は、遡って納付する必要があるものの、申立人は、「義兄は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付についての記憶が定かではない。」と説明しているとともに、申立人自身も、「義兄に、申立期間の保険料を遡って納付してもらった記憶は無い。」と供述している。

加えて、申立期間当時、申立人に対して、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人及びその義兄が申立期間の保

険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4391

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 45 年 5 月 30 日まで

昭和 43 年 11 月から同僚と一緒にA社B支店で季節労働（臨時職員）のC担当として勤務し、44 年 5 月に同僚と一緒に退職し、D 県E 市に帰郷した。

しばらくして同社B支店長から誘いを受けたので、同じ同僚と共に昭和 44 年 11 月から 45 年 5 月まで再度同社B支店で勤務した。

最初に勤務していた期間については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、2 回目の勤務である申立期間の被保険者記録が確認できないのは納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和 44 年 11 月 24 日から 45 年 5 月 20 日までの期間にA社B支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「当社が保管している『健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書』を確認したが、申立期間における申立人の同通知書は確認できないことから、申立期間については、被保険者資格取得の届出は行っておらず、厚生年金保険料を控除していたことも考え難い。」と回答している。

また、F健康保険組合は、「当組合が保管する『健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書』及び『厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書』を確認したが、申立人の申立期間に係る両通知書は確認できない。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が、

申立期間において一緒に入退社したとする同僚についても申立人と同様に申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該同僚は既に死亡しているため、当時の事情を聴取することができない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 28 日から同年 6 月 1 日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社から同社の系列事業所であったB社が独立する前の期間に当たり、B社が、厚生年金保険の適用事業所に該当することになった平成 7 年 6 月 1 日の直前までは、A社に在籍していたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にA社の系列事業所であったB社で勤務していたとする同僚一人が、「申立期間は、申立期間前から継続してB社が経営するC店で申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が、申立期間において、B社が経営するC店において勤務していたことは推認できるものの、A社に在籍していたことまでは確認できない。

また、適用事業所名簿によれば、A社は平成 7 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない上、B社は同年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所であったことが確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成 7 年 4 月 28 日、B社における被保険者資格の取得日は同年 6 月 1 日と記録されているところ、申立人と一緒にB社で勤務していたとする前述の同僚を含む同僚二人のA社における被保険者資格の喪失日及び

B社における被保険者資格の取得日は申立人と同日であることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立人が平成7年4月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、同年5月12日に当該資格喪失に係る処理が行なわれていることが確認できる上、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日付けで健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 7 月 16 日まで
A社では、入社時に決まっていた 33 万 5,000 円の固定給を毎月支給されていたが、厚生年金保険の被保険者記録では、標準報酬月額が 24 万円となっている。

当時の給与明細書を持っており、給与が 33 万 5,000 円であったことは間違いなく、標準報酬月額が 24 万円となっていることについて納得できないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出したA社に係る平成 20 年 9 月から 21 年 1 月までの給与明細書には、給与額が 33 万 5,000 円と記載されていることが確認できる上、雇用保険被保険者記録離職票において、申立人の 20 年 9 月から 21 年 6 月までの期間に係る各月の賃金月額が 33 万 5,000 円と記載されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において、事業主が報酬月額を 23 万円と記載して年金事務所に提出していることが確認

できる上、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されているなどの不自然な形跡は確認できない。

さらに、当時の経理担当であったとして申立人が名前を挙げた同僚は、「申立期間当時、会社の経営状況が悪く、給与の遅配があった。社会保険の手続については分からないが、社会保険料の滞納はあったと思う。」と供述している上、申立期間当時の他の同僚は、「申立期間当時、景気が悪く、社員の給与が3万円減額されたことがあった。」と供述しているところ、滞納処分票により、申立事業所は申立期間前から厚生年金保険料を継続して滞納していることが確認できる。

加えて、申立事業所の元事業主から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る供述は得られない上、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料等は無く、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4394 (事案 3842 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 29 日から 47 年 1 月 1 日まで

A 社 (現在は、B 社) で働いていた昭和 42 年 3 月 29 日から 47 年 1 月 1 日までの期間が、脱退手当金を支給されたことになっているが、受け取っていないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしいとして申立てを行ったが認められなかった。

私は本当に脱退手当金を受給しておらず、今回、年金事務所で見た脱退手当金支給報告書は、支給があったとされる昭和 48 年当時のものではなく、新たに偽造されたものと思われる上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「脱 C」の表示も不鮮明であり、前回の通知結果に納得できないので再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給記録については、i) 申立人の申立期間に係る脱退手当金支給報告書に記載されている支給対象期間、支給額及び支給日は、オンライン記録と一致していること、ii) A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱 C」の表示があること、iii) 脱退手当金の額は、記載された標準報酬月額を基に計算され、当該支給額に計算上の誤りは無いこと、iv) 申立事業所は、「退職者には、資料(標題は、「退職者のための社会保険のしるべ」)を配布し、脱退手当金について説明を行い、また、受け取る不利益についても説明を行っていた。」と回答しており、事業主が退職者に対して脱退手当金について周知していた可能性がうかがえること、v) 申立人が、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 9 月 1 日付けで年金

記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私は本当に脱退手当金を受給していない。脱退手当金支給報告書は偽造されたものであり、被保険者名簿の『脱 C』表示も不鮮明で、通知された結果に納得できない。」と主張して、再度申立てを行っている。

申立人は、前述の脱退手当金支給報告書は昭和 48 年当時のものではなく、その後偽造されたものである旨主張しているが、申立人に係る当該支給報告書及び当該支給報告書の綴りを、当該資料が保管されている年金事務所において確認したところ、申立人に係る支給報告書が申立人以外の支給報告書と異なっているなどの不自然な点は認められない。

また、当該支給報告書の綴りから、申立人に係る支給報告書の前後 10 人分を含む支給報告書 32 人分について、オンライン記録を確認したところ、32 人全員に脱退手当金の支給記録が確認できる。

さらに、申立人は前述の被保険者名簿の「脱 C」の表示についても不鮮明と主張しているが、当該被保険者名簿を当該資料が保管されている日本年金機構Dブロック本部E事務センターにおいて確認したところ、申立人欄にある当該表示と同様な印影が、当該被保険者名簿に確認できる上、当該表示を確認しても当該表示は「脱 C」と認められる。

本事案では、申立人が再申立てに当たり新たな資料を提出していないこと、前述の申立人に係る脱退手当金支給報告書があり、当該報告書に記載されている支給対象期間、支給額及び支給日は、オンライン記録と一致していること、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱 C」の表示が記されていること、脱退手当金の支給額は、当該名簿に記載された標準報酬月額を基に計算され、支給額に計算上の誤りは無いことなど年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が、「脱退手当金を受給していない。」と主張するほかに、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から26年1月4日まで
オンライン記録では、A社（申立期間当時は、B社。現在は、C社）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

A社を出産のために退職し、脱退手当金の請求手続を同社事務所で行った^{おぼ}憶えはある。しかしながら、同社を退職した後に失業保険金を受給したことは^{おぼ}憶えているが、脱退手当金を受給した^{おぼ}憶えは無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職後、脱退手当金の請求手続を同社事務所で行った^{おぼ}憶えはあるが受給した^{おぼ}憶えは無いと主張している。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」、以下「旧台帳」という。）の保険給付欄には脱退手当金を支給したことをうかがわせる記録（「脱退手当金」の押印、支給金額「378 円、7,258 円」及び支給年月日「26.12.5」）が確認でき、当該記録は、オンライン記録の脱退手当金に係る支給記録（支給金額「7,636 円」及び支給年月日「昭和26年12月5日」）と一致している。

また、B社が作成した申立人に係る厚生年金被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）には脱退手当金が支給されたことをうかがわせる記録（26.12.20 脱手 ¥7,637）が確認でき、当該被保険者台帳の記録は旧台帳及びオンライン記録の脱退手当金に係る支給記録とおおむね一致していることから判断すると、旧台帳の記録及びオンライン記録に不自然さはない。

さらに、申立期間当時の脱退手当金の受給要件に関しては、当時の厚生年金保険法第 48 条第 2 項において、脱退手当金は、被保険者期間が 6 月以上 20 年未満の女性被保険者が婚姻又は分娩のため被保険者資格を喪失したときに支給すると規定されているところ、旧台帳によれば、申立人には、A 社に係る厚生年金保険の被保険者期間が 75 月あることが確認できる上、申立人は同社を出産（分娩）のため退職したと供述しており、戸籍謄本によると、申立人は昭和 25 年*月*日に婚姻し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失して約 4 か月後の 26 年*月*日に出産していることが確認できることから、申立人は脱退手当金の受給要件を満たしていたものと考えられる。

加えて、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設（昭和 36 年 11 月）前であり、20 年以上の厚生年金保険の被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、A 社を退職後、昭和 48 年 12 月 15 日まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給したとしても不自然とは言えない。

また、結婚のため A 社を退職後、脱退手当金を受給した旨供述している同僚の被保険者台帳には、申立人の被保険者台帳と同様に、脱退手当金が支給されたことをうかがわせる記録が確認できる。

なお、申立の要旨に記載したとおり、申立人は、当時、失業保険金を受給したと主張しているため、この点について言及すると、失業保険金と脱退手当金の支給調整については、前述の厚生年金保険法第 48 条第 3 項において、「前 2 項ノ規定ニ拘ラズ・・・（略）・・・失業保険法ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ受クル者ニ対シテハ脱退手当金ハ之ヲ支給セズ」と規定されている。当該支給調整の規定を踏まえて申立内容を検証したものの、厚生労働省が保管する「厚生年金保険 10 年史」（厚生省保険局監修）によれば、同条の解釈について、失業保険金を受給している期間中は、脱退手当金の支給を請求することはできないが、その期間が経過すれば請求できる旨記載されていることからすれば、失業保険金を受給と脱退手当金の受給が矛盾するとは必ずしも言えない上、申立人が脱退手当金を受給したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情があることなどを踏まえると、申立人が仮に当時、失業保険金を受給したとしても、そのことをもって脱退手当金を受給していないとまでは言えない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4396 (事案 3167 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 5 日から 49 年 8 月 1 日まで

A事業所等において、B担当として勤務していた昭和 44 年 10 月頃から 47 年 9 月 1 日までの期間のうち約 2 年間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、A事業所に勤務していた当時の工場長の連絡先が分かったので、申立期間等を変更の上再度申し立てるので、改めて調査を行い、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) 申立人のA事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できないこと、ii) 適用事業所名簿等によれば、同事業所は昭和 50 年 8 月 14 日に既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会することができない上、同僚及び同事業所の関係者に聴取しても申立人の主張を確認できる関連資料及び供述が得られないこと、iii) 適用事業所名簿等によれば、A事業所は昭和 47 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番が無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 24 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時のA事業所の工場長の連絡先が分かったので、聴取してほしいとして、申立期間を変更した上で申し立てている。

しかしながら、当該元工場長は、「申立人に係る記憶は無い。A事業所は昭和44年頃に事業を開始したが、私は社会保険業務を担当しておらず厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しており、申立人の主張を確認できる供述は得られない。

また、申立期間当時、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員13人のうち、連絡先が判明した5人は「申立人に係る記憶は無い。A事業所でB担当をしていた従業員は、同じ時期には一人しかいなかった。当該従業員は申立人ではなかった。」と供述している上、前述の従業員の一人は、「私はA事業所に昭和47年10月に入社し、同事業所が倒産するまで、一人でB担当をしていた。また、私の前任者は申立人ではなかった。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。